

〔 第三者サービス用約款解釈上の注記 〕

本注記に続く約款内容(以下、「約款内容」という)は、サービス提供者が自ら直接顧客とサービスを提供する契約を締結する場合における、条件記述書ないし契約書の内容をそのまま転記ないし転載したものであり、乙において内容についての格別の加工を行っていないか、あっても一部に留まります。

1 【約款内容の記述の効力】

(1) 約款内容のうち、以下のものについては、共通契約条項(第三者サービス用)に矛盾しない範囲内でのみ効力を有します。

① サービスの内容、② サービスの提供条件(甲がサービスを受領するにあたっての遵守事項)、③ 保証ないし契約不適合責任の範囲、④ 機密情報および個人情報の取扱いおよび責任、⑤ 乙およびサービス提供者の責任の制限、⑥ 解除の条件および効果、⑦ 提供サービスに関する権利の帰属、⑧ 遅延損害金、⑨ 契約期間(サービス提供者の権利義務の発生時期に影響のある部分に限る)、⑩ 時効

(2) 約款内容の記述のうち、前(1)の事項以外は、記述の有無にかかわらず効力を生じさせることを企図していません。とりわけ、次の事項に関する記述は、効力を有しません。当該事項については、共通契約条項または別表の記述のみが効力を有します。

① 請求および支払に関する事項、② 裁判管轄に関する事項

2 【他の記述箇所への言及】

約款内容の記述中に「裏面」や「表面」、「要綱」等、他の記述箇所への言及があるにも拘らず、約款内容の記述に該当する「裏面」や「表面」、「要綱」等が存在しない場合は、当該言及は、無いものとみなします。

約款内容に記載されている「別表」は、別途甲乙間で取り交わした個別のサポートサービス契約(契約書や注文書及び注文請書での成立も含む)または表-1(サービス対象製品一覧)と読み替えるものとします。

3 【web サイトのアドレスの記載】

約款内容の記述中に web サイトのアドレスが記載されている場合は、当該アドレスに記載されている事項がサービス提供者の提供するサービス条件ないし契約内容とし、甲は、当該アドレスを参照し、約款内容を確認するものとします。なお、当該アドレスがサービス提供者により通知、予告なく変更された場合であっても、甲が変更されたアドレスに到達することが著しく困難であったと認められる特段の事情がない限り、甲は、約款内容の不知を乙およびサービス提供者に主張することはできないものとします。

4 【各期日について】

各サービスの新規契約・変更・解約手続等は、サービス提供者が指定するディストリビューター経由での手配となります。約款内容および約款内容に記述された web サイトアドレスに記載されている各期日については、各社手続にかかる時間を考慮し、下記の期日に読み替えるものとします。

・ サービス提供者からの解約・変更通知期限

乙がディストリビューター経由でサービス提供者からの通知を受け取り次第、速やかにご案内いたします。

・ 甲または甲の顧客(以下、「お客様」という)からの解約・変更申告期限

記載の期日の 15 日前

例) 「60 日前まで」と記載の場合 → 「75 日前まで」とします。

5 【協議】

約款内容の記述において、本契約の下での効力の有無や適用範囲等が明らかでないものについては、本注記の趣旨に則り甲乙協議のうえ、合理的な解釈を行うものとします。